

長期森林施業委託契約書



森林所有者（_____、以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は別紙1に表示する森林とする。

（契約の期間）

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間（以下「受託期間」という。）は次のとおりとする。

平成19年3月1日から平成24年2月28日まで

2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に10年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

（委託事項）

第4条 甲は次の各号に掲げる事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託するものとする。

(1) 契約対象森林の立木竹の伐採（主伐）、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業

(2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修

(3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査

(4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査

(5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置

(6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修

2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。

3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。

4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。

5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（費用の負担等）

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。

3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。

4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

第8条 乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

2 乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 下元 泰治



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中押谷	1524
------------	---------	------

確認書

平成19年2月9日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という)の間で締結した森林施業長期委託契約(以下「契約」という)について、契約第13条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第4条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第2条で定める契約対象森林のうち別表1で定める森林については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度におけるプロジェクト実施地とし、平成35年3月31日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐(施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄)を行わない。
3. 契約第2条で定める契約対象森林のうち別表2で定める森林については、平成35年3月31日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐(施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄)を行わない。
4. 契約書第12条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第3者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第3者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第8条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 北澤 利文



長期森林施業委託契約書

森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という。)は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は別紙1に表示する森林とする。

(契約の期間)

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間(以下「受託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日まで

2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

(委託事項)

第4条 甲は次の各号に掲げる事項(以下「委託事項」という。)を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採(主伐)、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
 - (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
 - (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
 - (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
 - (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
 - (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者 住所: _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別紙 1

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中寺元	1058
		1372

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。) と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組

代表理事組合長 北澤 利



長期森林施業委託契約書

森林所有者 (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という。)は、甲が所有するあるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林 (以下「契約対象森林」という。)は別紙1に表示する森林とする。

(契約の期間)

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間 (以下「受託期間」という。)は次のとおりとする。

平成19年3月1日から平成24年2月28日まで

2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

(委託事項)

第4条 甲は次の各号に掲げる事項 (以下「委託事項」という。)を乙に委託するものとする。

(1) 契約対象森林の立木竹の伐採 (主伐)、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業

(2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修

(3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査

(4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査

(5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置

(6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修

2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは取入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。

3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。

4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。

5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。

3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。

4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

2 この契約に関して乙の責に帰せらるる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。



（森林施業計画の作成等）

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

200 第2条 乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

（委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等）

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

（債務不履行による契約の解除）

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（第5条に該当する場合を除く。）、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

（甲の届け出）

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者

住所、 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中寺元	968
		970
		1049
		1051

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。) と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者 住所 _____
代 表 氏名 _____ 印
管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組合

代表理事組合長 北澤 利



長期森林施業委託契約書

森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という。)は、甲が所有あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は別紙1に表示する森林とする。

(契約の期間)

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間(以下「受託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日 から 平成 28 年 2 月 28 日まで

- 2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間に更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

(委託事項)

第4条 甲は次の各号に掲げる事項(以下「委託事項」という。)を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採(主伐)、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別紙2と協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の撤去等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けなければならないものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰せらるる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者 住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別紙 1

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中寺元	846
		1382

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者 住所 _____
代 表 氏名 _____
管理者 _____

(乙) 受 託 者 高知県須崎市安和 9 2 5 番地
須 崎 地 区 森 林 組
代表理事組合長 北澤 利



長期森林施業委託契約書

森林所有者、 （以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有するあるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は別紙1に表示する森林とする。

（契約の期間）

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間（以下「受託期間」という。）は次のとおりとする。

平成19年3月1日から平成28年2月28日まで

2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

（委託事項）

第4条 甲は次の各号に掲げる事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採（主伐）、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
 - (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
 - (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
 - (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
 - (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
 - (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは取入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（費用の負担等）

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者 住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中寺元	1 3 9 3
		1 3 2 3

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組

代表理事組合長 北澤 利



長期森林施業委託契約書

森林所有者_____（以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は別紙1に表示する森林とする。

（契約の期間）

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間（以下「受託期間」という。）は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日 から 平成 24 年 2 月 28 日まで

- 2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

（委託事項）

第4条 甲は次の各号に掲げる事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採（主伐）、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（費用の負担等）

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰せざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。



(森林施業計画の作成等)

第8条

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

第9条

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 17 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者

住所

氏名

印

管理者

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中押谷	1807
		1808

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者 _____ 以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という)の間で締結した森林施業長期委託契約(以下「契約」という)について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット(J・VER)制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット(J・VER)制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐(施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄)を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐(施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄)を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組合

代表理事組合長 北澤 利文



長期森林施業委託契約書

森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という。)は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は別紙1に表示する森林とする。

(契約の期間)

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間(以下「受託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日 から 平成 24 年 2 月 28 日まで

- 2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

(委託事項)

第4条 甲は次の各号に掲げる事項(以下「委託事項」という。)を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採(主伐)、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

第8条 乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19年 2 月 10 日

(甲) 森林所有者

住所 _____

氏名 _____

管理者 同 上

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中新改	599
		600
		601
		838
		841
	大野見萩中寺元	844
		1379
		1380
		1383
		1384
		1385
		1386
		1387
		1388
		1389
		1391
		1392
	高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中押谷

確認書

平成 19年 2月 10日に森林所有者（以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）の間で締結した森林施業長期委託契約（以下「契約」という。）について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐（施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐（施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22年 2月 1日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 . _____

氏名 _____

管理者 同上

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組合

代表理事組合長 北澤 利文



長期森林施業委託契約書

森林所有者_____（以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は別紙1に表示する森林とする。

（契約の期間）

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間（以下「受託期間」という。）は次のとおりとする。

平成19年3月1日から平成24年2月28日まで

- 2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

（委託事項）

第4条 甲は次の各号に掲げる事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採（主伐）、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（費用の負担等）

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰せらるる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第 11 条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

2 乙は、契約対象森林が第 1 項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第 9 条 乙は、第 4 条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第 10 条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の 30 日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

責務不履行による契約の解除

第 11 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（第 5 条に該当する場合を除く。）、前条の是正要求にも応じない場合は、1 ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1 ヶ月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第 12 条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第 3 号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第 3 条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第 13 条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 19 日

(甲) 森林所有者

住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和 925 番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別紙 1

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中新改	597
		598

確認書

平成 19 年 2 月 19 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 16 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組合

代表理事組合長 北澤 利文



長期森林施業委託契約書

森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合(以下「乙」という。)は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は別紙1に表示する森林とする。

(契約の期間)

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間(以下「受託期間」という。)は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日 から 平成 24 年 2 月 28 日まで

- 2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

(委託事項)

第4条 甲は次の各号に掲げる事項(以下「委託事項」という。)を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採(主伐)、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(費用の負担等)

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付

を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

第8条 乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称等を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 9 日

(甲) 森林所有者 住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中押谷	1789
		1791
		1792
		1804
		1805

確認書

平成 19 年 2 月 9 日に森林所有者（以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）の間で締結した森林施業長期委託契約（以下「契約」という。）について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐（施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐（施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 25 日

(甲) 森林所有者
代 表

住所 _____

氏名 _____

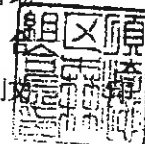
管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地

須崎地区森林組合

代表理事組合長 北澤 利始



長期森林施業委託契約書

森林所有者、_____（以下「甲」という。）と受託者須崎地区森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有権あるいは地上権を有する森林における施業並びにそれらに付随する工事等の実施を目的として次の条項のとおり森林施業長期委託契約を締結する。



（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の対象とする森林）

第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は別紙1に表示する森林とする。

（契約の期間）

第3条 この契約に基づく森林施業等の実施期間（以下「受託期間」という。）は次のとおりとする。

平成 19 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日まで

2 甲又は乙が前項の期間満了の2ヶ月前までに相手方に対して更新拒絶の意思表示をしないときは、本契約の期間は、更に5年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

3 契約更新の際に甲は乙と協議の上委託森林の施業内容等を見直すものとする。

（委託事項）

第4条 甲は次の各号に掲げる事項（以下「委託事項」という。）を乙に委託するものとする。

- (1) 契約対象森林の立木竹の伐採（主伐）、植付け、下刈り、除伐、間伐、抜き伐り、枝打ち及びその他の保育施業
- (2) 契約対象森林の施業に必要な作業路網の開設、改良及び補修
- (3) 契約対象森林の造林木等の生育状況、雑草木等の繁茂状況等の調査
- (4) 契約対象森林の施業の実施に必要な資材や作業員の搬入経路、伐採木等の搬出経路等の調査
- (5) 契約対象森林の所有界の確認及びそれに必要な刈り払い、測量、境界杭の設置
- (6) 契約対象森林の施業や調査に必要な歩道・作業路等の刈り払い・補修
- 2 前項の委託事項のうち、主伐あるいは収入間伐等により伐採した木竹を販売等するものについては、伐倒した木竹を林道等に搬出するまでをこの契約の対象とし、林道等からの運搬、原木市場等での販売等の事項については別途協議するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる作業路網の開設等を実施する場合には、線形、擁壁その他の構造物、残土処理及び支障木の取扱等について、別途協議するものとする。
- 4 乙は委託事項の実施について、善良なる管理者の注意に基づき、当該事項の全部又は一部を実施するものとする。
- 5 委託事項の実施基準については、別紙2の森林施業等仕様書によるものとし、それぞれ施業計画書の年度計画に従って、乙は施業を実施できるものとする。この場合、乙は、施業開始及び完工を甲に通知し、必要な指示等を受けるものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

5条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の全部又は一部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（費用の負担等）

第6条 乙が契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前条の規定により委託事項が実施されないこととなった場合において、それまでに当該委託事項の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、委託事項が補助金、交付金等の対象となる場合には、行政庁等の取扱機関に対して、それが採択等されるよう必要な手続きを行い、可能な限り費用の圧縮に努めるものとする。
- 4 乙は、委託事項の実施に要した費用について、補助金等の収入がある場合はこれを精算のうえ、委託料として、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第7条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲への不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を填補するものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰されざる事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決にあたらなければならない。

- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金あるいは交付金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(森林施業計画の作成等)

第8条 乙は、この契約により属せられた権限に基づき、契約対象森林について単独又は他の森林所有者等と共同して森林法第11条に規定する森林施業計画を作成することができるものとする。

- 2 乙は、契約対象森林が第1項の森林施業計画の認定を受けた場合には、これを遵守するよう委託事項の全部又は一部を実施するものとする。

(森林への立入及び施設の利用)

第9条 乙は、第4条に定める委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り又は乙以外の者を立ち入らせ、あるいは契約対象森林の土地及び契約対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は乙以外の者に使用させることができる。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第10条 乙は、委託事項を実施しようとする場合には、着手しようとする日の30日前までに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。
- 3 甲は、委託事項の実施の状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。
- 4 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(債務不履行による契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(第5条に該当する場合を除く。)、前条の是正要求にも応じない場合は、1ヶ月をくだらない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

- 2 乙は、甲が正当な理由を示さずに委託料を支払わない場合は、1ヶ月を下らない期間の予告を行なった上でこの契約を解除することができる。

(甲の届け出)

第12条 甲及び甲の相続人受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

- (1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合
- (2) 甲が住所又は名称等を変更した場合
- (3) 甲が死亡した場合
- (4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合
- 2 前項第3号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申し出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第13条 この契約に定めのない事項を定め又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

平成 19 年 2 月 10 日

(甲) 森林所有者 住所 _____

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受託者

高知県須崎市安和925番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 笹岡 光明



別表 1.

高知県高岡郡中土佐町	大野見萩中押谷	1778
		1779
		1781
		1786
		1878
		1924



確認書

平成 19 年 2 月 10 日に森林所有者 _____ (以下「甲」という。)と受託者須崎地区森林組合 (以下「乙」という) の間で締結した森林施業長期委託契約 (以下「契約」という) について、契約第 13 条の規定に基づき協議した結果、次のとおり確認したので、本確認書を作成する。

1. 契約書第 4 条で定める委託事項に、環境省が実施するオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく、プロジェクトの実施を加える。
2. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 1 で定める森林については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト実施地とし、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
3. 契約第 2 条で定める契約対象森林のうち別表 2 で定める森林については、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) を行わない。
4. 契約書第 12 条で定める甲から乙への届出が必要な事項に、第 3 者に権利を譲渡する場合を加える。また、譲渡する場合の届出は事前に行うものとする。
5. 甲が第 3 者に権利を譲渡する契約を行う際には、契約第 8 条に基づき作成された、森林施業計画を順守する義務ならびに、本確認書で確認した内容のすべてを譲受人に継承させるとともに、譲受人から乙に対し義務を継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

平成 22 年 2 月 15 日

(甲) 森林所有者 住所 _____
代 表

氏名 _____

管理者 _____

(乙) 受 託 者

高知県須崎市安和 9 2 5 番地
須崎地区森林組合
代表理事組合長 北澤 利文

